

大磯町火災予防条例の一部が改正されました

☎消防署 ☎(61)0911

○林野火災「注意報」「警報」について

岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を受けて、林野火災の予防を目的とした「林野火災注意報」「林野火災警報」を発令いたします。今まで発表していた「林野火災に関する注意情報・警戒情報」はなくなりません。

林野火災注意報・林野火災警報

林野火災注意報が発令されると、指定された地域内では、火災予防条例に定める「火の使用の制限」について努力義務を課すこととなりました。

また、林野火災警報が発令されると、指定された地域内では、火災予防条例に定める「火の使用制限」が義務になりました。

【林野火災注意報の発令指標】

以下の条件に該当する場合

- (1) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下。
- (2) 前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下、又は、乾燥注意報が発表されたとき。

【林野火災警報の発令基準】

林野火災注意報の発令基準に加え、「強風注意報」が発表されたとき。

空気が乾燥している時期は、火災に注意してください。

☆指定された地域の検索二次元コード

e-かなマップ (地域森林計画対象民有林)



※マップ上の緑色で示されている箇所が指定されている地域です。

※住所を入力すると、該当する地域を確認できます。

※利用規約に同意が必要です。

涼しいうちに樹木の管理

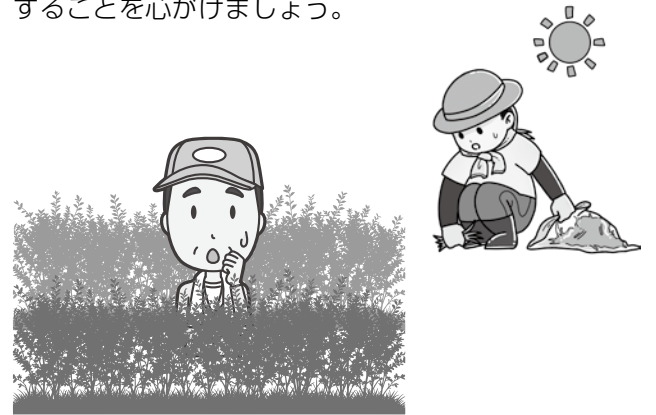
☎環境課 ☎内線352

例年6月から11月ごろにかけて、「隣家の樹木の枝が自宅敷地内に越境してきて困っている」といった相談が町に多数寄せられます。しかし、夏は暑いため、樹木や草の剪定等を実施できる事業者も、熱中症リスクを避けるため、剪定や草刈り作業を控えたり、または、繁忙期のため、すぐには対応できなかつたりといったことがあります。そのため、夏になって樹木等が伸びてから剪定や草刈りの依頼をしても、熱中症リスクや繁忙期を理由として、秋にならないと対応できない場合もあります。すると、夏に伸びきった樹木や草を秋に管理することとなり、早めに対応した場合よりも手間が増えてしまいます。自宅の庭などの敷地内に樹木等がある方は、4月などの比較的涼しい時期に、樹木等を適正に管理することを推奨します。

そして、繁茂した木にスズメバチの巣がつくられたり、繁茂した草がアライグマなどの有害鳥獣の「ひそみ場」になったり、歩道まではみ出た生垣が通行人の邪魔になったり、道路にまではみ出た場合は見通しを悪くして交通上の問題となったりするため、草木を過剰に繁茂させてしまうことによって生じる問題にも注意が必要です。

草木が伸びてから対応するのではなく、未然に問題を防ぎつむりで、「このままこの草木が伸びたらどうなるだろうか」と意識すると、住みよい街を守ることができます。

また、高木化した樹木が倒れると危険です。高木化すると、その樹木の伐採等の費用は高額になってしまうため、高木化してしまう前に、日頃から樹木を管理することを心がけましょう。



山林の立木を伐採するときや、土地を取得したときは届出が必要です

☎産業観光課 ☎内線263

	森林の土地の所有者届出制度	伐採及び伐採後の造林の届出制度
届出が必要な場面	相続や売買契約、贈与などで森林の土地を新たに取得した場合	森林の立木を伐採する場合 ※伐採する立木が一本でも必要です。
提出期限	所有者となった日から90日以内 ※相続の場合は、被相続人の死亡日が「所有者となった日」となります。	伐採を始める日の90日前から30日前まで ※伐採や造林を完了した日から30日以内に状況報告書の提出が必要な場合もあります。
届出の方法など	・届出様式は、町役場で配布。町のホームページでもダウンロード可能です。 ・届出の対象外の場所等もあります。事前にお問い合わせください。	